

# 後期高齢者医療制度の 保険料軽減が変わります

## 保険料軽減が変わります



平成29年度の後期高齢者医療制度の保険料の軽減の仕組みが変更になりました。増大する社会保障費を抑えるために、国が見直しを行つたものです。そこで今回は、新たな保険料の軽減割合などについてお知らせします。

### 保険料軽減の見直し

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方（一定の障害がある方は65歳以上）が加入する医療制度です。1年間の保険料は均等割額と所得割額を合算の囲みをご覧ください。

#### 【均等割額の見直し】

- 均等割額が2割軽減となるか、5割軽減となるかを判定する世帯の所得金額が引き上げられることにより、対象者の範囲が拡大されました。

#### 5割軽減

世帯の加入者数に乘じる金額（右下の囲みを参照）が、48万円から49万円へ引き上げられました。

引き上げられました。  
**2割軽減**

世帯の加入者数に乘じる金額（右下の囲みを参照）が、48万円から49万円へ引き上げられました。

●制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、これまで所得割はかからず、均等割の軽減割合が9割となっていました。

今回の見直しにより、この場合の均等割の軽減割合が7割軽減となります（年額1万4942円）。ただし、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割（年額4980円）または、8・5割（年額7471円）に該当することがあります（右下の囲みを参照）。

個別の平成29年度分保険料額については6月中旬にお知らせする予定です。

◆お問い合わせは、後期高齢・福祉医療課へ

内線312、  
⑤0120へ  
これまで、所得から33万円

額（右下の囲みを参考）が、

#### 【所得割額の見直し】

これまで、所得から33万円へ

## 平成29年度の保険料の計算方法

### 【保険料の計算方法】

$$\text{均等割} \times 1 + \text{所得割} \times 2$$

前年中の所得 - 33万円 × 10.51%

### 1年間の保険料（限度額57万円）

※100円未満は切り捨て

### 【均等割の軽減】

- 加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割額
33万円かつ世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割	4980円
33万円	8.5割	7471円
33万円 + (27万円 × 世帯の加入者数)	5割	2万4904円
33万円 + (49万円 × 世帯の加入者数)	2割	3万9847円

### 【所得割の軽減（加入者個人の所得で判定）】

前年中の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が2割軽減となります。

### 【被用者保険（※③）の被扶養者だった方の軽減】

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が7割軽減（1万4942円）となります。ただし、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割（年額4980円）または8.5割（年額7471円）に該当することがあります。

※①均等割

加入者一人一人に等しく割り当てる額

※②所得割

加入者個人の所得に応じてかかる額

※③被用者保険

全国健康保険協会管掌健康保険や、共済組合など、職場の健康保険のことです（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）。

## ○健康診査を受けましょう

いつまでも健康で元気に生活を送るために、自分の体の状態を知ることがとても大切です。1年に1回は必ず健康診査を受診しましょう。

受診する際には、5月上旬に送付している健康診査受診券をご利用ください。費用の助成が受けられます。なお、具体的な健診内容については、健康診査受診券をご覧ください。

今年度からは、後期高齢者医療の被保険者に歯科健康診査も実施します。歯科健康診査の受診券は、本誌5月号では健康診査受診券と同封するとお知らせしましたが、8月以降に送付する予定です。

## ○新しい保険証を送付します

平成29年7月に新しい保険証（黄色）を加入者の方に送付します。保険証は1年ごとの更新で、更新のたびに色が変わります。また、対象になる方には新しい限度額適用・標準負担額認定証（橙色）も保険証とともに送付します。

なお、医療機関での自己負担割合は「一般」の方は1割、「現役並み所得」の方は3割です。

■詳細 後期高齢・福祉医療課④111内線312、FAX④0120